

宝来坂区ふるさと防災チーム規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、宝来坂区ふるさと防災チーム（以下「本チーム」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本チームの活動拠点は、宝来坂集会場とする。

(目的)

第3条 本チームは、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震、風水害等（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本チームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害の発生時における情報の収集・伝達、巡視・巡察、水防、初期消火、救出・救助、衛生・救護、避難誘導、避難要援護者の避難支援、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本チームの目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本チームは、宝来坂区にある世帯をもって構成する。

(班の設置)

第6条 本チームは、第4条の事項を遂行するために班を置く。

- (1) 情報班 (災害対策本部員、災害情報の収集・伝達等)
 - (2) 水防・消火班 (水防活動、出火防止・初期消火活動等)
 - (3) 救出・救助班 (負傷者の把握、救出救助活動等)
 - (4) 避難誘導班 (区民の安否確認、避難誘導等)
 - (5) 給食給水班 (物資の調達、炊き出し等)
 - (6) 衛生・救護班 (負傷者応急手当等)
 - (7) 避難行動支援班 (避難要援護者の支援等)
 - (8) 巡視・巡察班 (地域の危険個所の巡視、防災点検・調査等)
2. 班メンバーは、会員の中から選任する。
 3. 避難誘導班メンバーは、宝来坂自治会の正副班長がその任にあたる。
 4. 避難行動支援班メンバーは、宝来坂区担当民生委員が加わるものとする。

(役員)

第7条 本チームに次の役員を置く。

(1) 隊長 1名

(2) 副隊長 3名

(3) 班リーダー 8名

2. 隊長は、宝来坂区長がその任にあたる。

3. 副隊長、リーダーは会員の互選による。

(任期)

第8条 隊長の任期は宝来坂区区長退任までとする。

2. 避難誘導班メンバーの任期は宝来坂自治会の正副班長退任までとする。

3. 前第1項および第2項以外の役員および班メンバーの任期は定めのないものとする。

4. 欠員が生じ、後任者が決定されるまでの間が生じた場合は、前任者が任務を行う。

(役員の仕事)

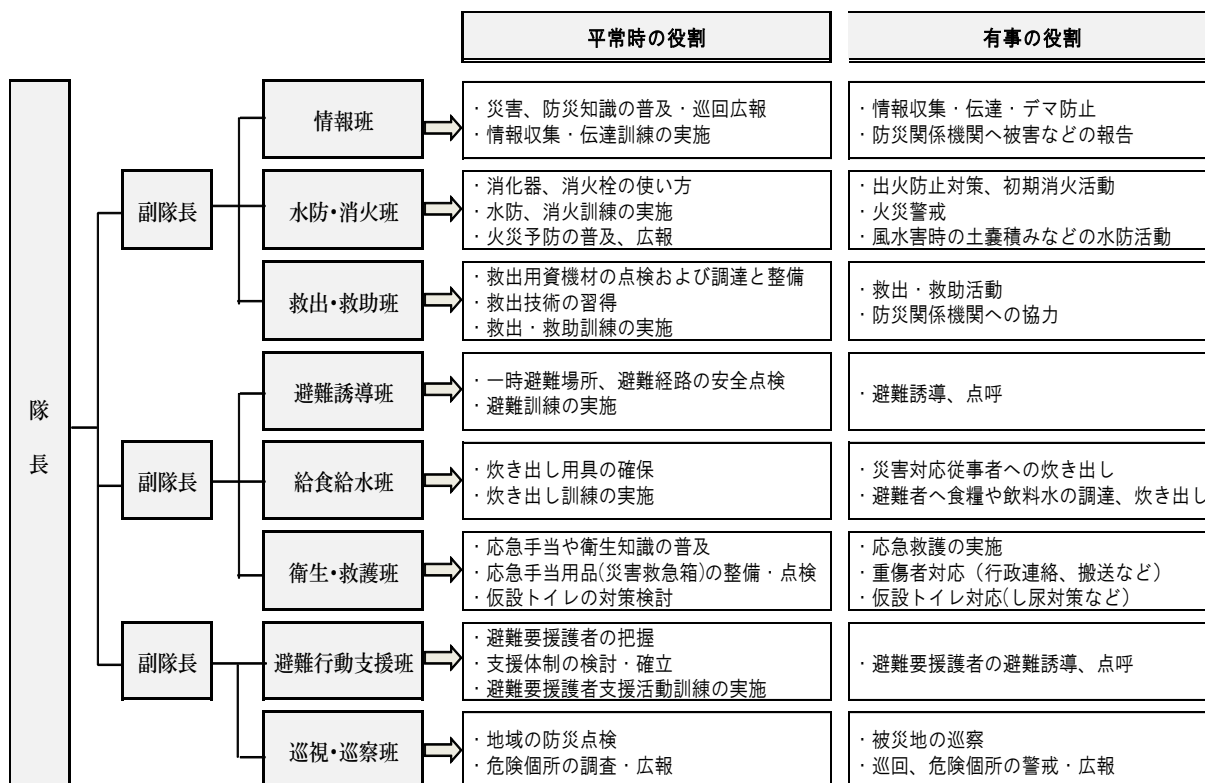
第9条 隊長は、本チームを代表し、事業を総括し、災害の発生時における応急活動の指揮を行う。

2. 副隊長は、担当班の活動を統括するとともに、隊長を補佐し、隊長に事故のあるときはその職務を行う。

3. 班リーダーは、区民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。

(組織)

第10条 本チームの組織編成、役割は、次のとおりとする。



(本部の設置)

第 11 条 災害等の緊急時において、隊長は、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、第 6 条および第 10 条の組織を総括して災害対応にあたる。

(役員会)

第 12 条 本チームに役員会を置く。

2. 役員会は、第 7 条第 1 項に定める者によって構成する。
3. 役員会は、隊長が必要と認めた場合に開催し、隊長が招集する。
4. 役員会は、次の事項を審議し実行する。
 - (1) 第 4 条に定める事業計画・実施に関すること。
 - (2) 第 7 条に定める役員改選に関すること。
 - (3) 第 6 条および第 10 条に定める組織に関すること。
 - (4) 第 13 条に定める防災計画の作成および改正に関すること。
 - (5) 規約の改正に関すること。
 - (6) その他役員会が必要と認めたこと。

(防災計画)

第 13 条 本チームは、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 災害の発生時における防災・減災活動及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項

(経費)

第 14 条 本チームの運営に要する経費は、宝来坂自治会の経費をもってこれにあてる。

(活動報告)

第 15 条 本チームの活動報告は、宝来坂自治会定期総会で行うものとする。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、第 12 条規定の役員会が定める。

付 則

1. 制定・施行 2006 年(平成 17 年)1 月 1 日
2. 改定・施行 2018 年(平成 30 年)4 月 1 日 [2014 年(平成 26 年)以降の実態に合わせた全面改定]
3. 改定・施行 2019 年(令和元年)10 月 1 日 下記事項の改定
 - 1) 「班長」、「隊員」呼称を各々「班リーダー」、「班メンバー」に変更